

高齢者在宅福祉サービス

在宅でご利用いただける各種福祉サービスをご紹介します。

▶問合せ 長寿介護課 長寿係 (☎95-0150)

サービス名	対象者	サービスの内容	利用者負担	備考
福祉電話貸与	おおむね65歳以上の一人暮らしの人で、市民税非課税で電話(携帯電話を含む)を有しない人	緊急時の連絡手段を確保するために電話を貸与します。	通話料	
緊急通報装置設置	電話のある人で、次のいずれかに該当する人 ①おおむね65歳以上の一人暮らしの人 ②おおむね65歳以上の人で、同居者が障がい者である等、緊急時の対応が困難な者しかいない人 ③身体障がい者のみの世帯の人 ④③に準ずる世帯に属する身体障がい者の人 ⑤要介護認定を受けているおおむね65歳以上の人で昼間、夜間長時間にわたり独居となる人	ボタンを押すだけで、緊急時の連絡調整ができる装置を電話に取り付けます。	通話料	
日常生活用具給付	【火災警報器・自動消火器】 おおむね65歳以上のねたきりの人または一人暮らしの人 【電磁調理器】 おおむね65歳以上の一人暮らしで虚弱な人	低所得で一人暮らしの高齢者等が安全に暮らせるよう、火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付します。	生計中心者の所得税に応じて異なります。	心身の状態等の調査を受ける必要があります。
寝具洗濯・乾燥サービス	次のいずれかに該当する人 ①おおむね65歳以上の介護保険の要介護4～5の人 ②おおむね65歳以上の一人暮らしの人 ③身体障害者手帳(1・2級)または療育手帳(A判定)の所持者	年4回(5月・8月・11月・2月)敷布団・掛布団・毛布各1枚の洗濯、乾燥をします。 ※日程は広報でお知らせします。	なし	
友愛訪問	おおむね65歳以上のねたきりの人または一人暮らしの人	友愛訪問員が週1回程度家庭を訪問し、相談に乗ったり、話し相手になったりします。	なし	
宅配給食サービス	次のいずれかに該当する調理が困難で、親族等から食事の提供が受けられない人 ①おおむね65歳以上の一人暮らしの人 ②おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の人	必要と認められる場合、週7回まで昼食または夕食(普通食・おかゆ食・刻み食・糖尿病等の治療食)を届けます。	1食あたり300円	心身の状態等の調査を受ける必要があります。
紙おむつ支給	日常生活上、紙おむつ等を必要としている次のいずれかに該当する人 ①介護保険の要介護4～5の人 ②おおむね65歳以上の人で①に準ずる人	希望の紙おむつ等(11種類の内から選択)を毎月支給します。	なし	
外出支援サービス	次のすべてに該当する人 ①65歳以上の在宅の人 ②要介護1～5で、通常の自家用車や一般のタクシーを利用することが困難な人(ストレッチャー・車いす対応のタクシーを利用される人) ③自動車税または軽自動車税の減免を受けていない人 ④障害者福祉タクシー料金助成利用券の交付を受けていない人	リフト付タクシー等の助成券を月3枚給付します。 助成額は、大型車4,400円、普通車3,450円(身体障害者手帳または療育手帳所持者は大型車3,960円、普通車3,100円)を上限とします。ただし、大型車については、大型車が必要と認められた人に限ります。	タクシー料金と助成額との差額	
徘徊高齢者位置情報サービス	在宅で徘徊のある65歳以上の人(介護保険の認定を受けた40歳以上65歳未満の人を含みます。)を介護している人	位置情報端末を貸与します。高齢者に携行させ、行方不明の際にサービス事業者と連絡すると所在地が確認できます。	位置情報料および現場での捜索、連れ戻し等に要する費用	

サービス名	対象者	サービスの内容	利用者負担	備考
訪問理美容サービス	おおむね65歳以上で介護保険の要介護4～5で在宅の人	自宅で理美容サービス(洗髪を除く)を行う場合の出張料を1回につき1,000円助成します。	理美容サービスに要する費用	1年度内に6回を限度に利用できます。
ねたさり高齢者等介護人手当	次のすべてに該当する高齢者を在宅で常時介護し、かつ生計を一にしている人 ①65歳以上の要介護4～5で介護を受けている人 ②前年の所得が200万円(年金収入の場合320万円)以下の人(介護している人の所得制限はありません。)	月額3,000円(4月・8月・12月に前月分までを支給します。)	なし	入院・入所の場合を除きます。
住宅改善費補助金交付	介護保険の住宅改修費の給付を受けることができる人	介護保険の住宅改修費の給付対象となる工事で、工事費が20万円を超える場合に10万円(市民税非課税世帯等は15万円)を限度に補助します。	なし	事前申請が必要です。 ▶問合せ 長寿介護課 介護保険係 (☎95-0122)
老人性白内障特殊眼鏡等購入費助成	65歳以上の人で白内障の手術後に眼内レンズの挿入手術を受けず特殊眼鏡等を購入した人	購入額の1/2を助成 [限度額] 眼鏡(1個) 30,000円 コンタクト(1眼) 20,000円	特殊眼鏡等と助成額との差額	医師の意見書が必要です。
成年後見制度利用支援	介護保険サービスの利用や財産管理等を行うのに判断能力が十分でない65歳以上の人で、配偶者および二親等内の親族による法定後見開始の審判請求が困難な人	市長の申立により家庭裁判所が選任した成年後見人(保佐人、補助人)が、契約行為や財産管理等を支援します。	所得状況に応じて、全部または一部負担の場合あり	
119あんしん君(救急医療情報キット)の配布	①おおむね65歳以上で健康上不安のある人 ②身体障がい者等で健康上不安のある人の配布	急病等で救急車を呼んだ場合に適切な対応ができるよう、病歴や緊急連絡先等の情報を入れて冷蔵庫に保管するキットを配布します。	なし	
介護中マークの配布	家族等を介護している人	[介護中]と書かれたネームプレートを配布します。(トイレの付添い等の際、介護中であることを周囲に周知します。)	なし	
いまだこねっと	①徘徊のおそれのある認知症高齢者(若年性認知症者を含む。) ②その他市長が特に必要と認めた人	認知症の人が徘徊により行方不明となった場合に、いまだこねっとサポーター(登録制)や関係機関にメールを配信し、情報提供の協力をお願いするものです。	なし (ただしメール送受信や登録用ホームページへのアクセスに要する通信費は登録者負担)	長寿介護課への登録が必要です。

高齢者の相談窓口

◆地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康と生活の向上のために、必要な支援を総合的に行う機関です。相談を幅広く受け、高齢者をサポートします。

名称	電話
知立市地域包括支援センター	☎82-8855

◆在宅介護支援センター

高齢者や家族の人に医療や福祉の総合的情報を提供しています。自宅訪問による助言や申請手続きの代行等を行います。

名称	電話	担当地区
ヴィラトピア知立在宅介護支援センター	☎83-2022	北部
知立市在宅介護支援センター	☎81-8880	南部
在宅介護支援センターほほえみの里	☎85-2532	中部

